

12

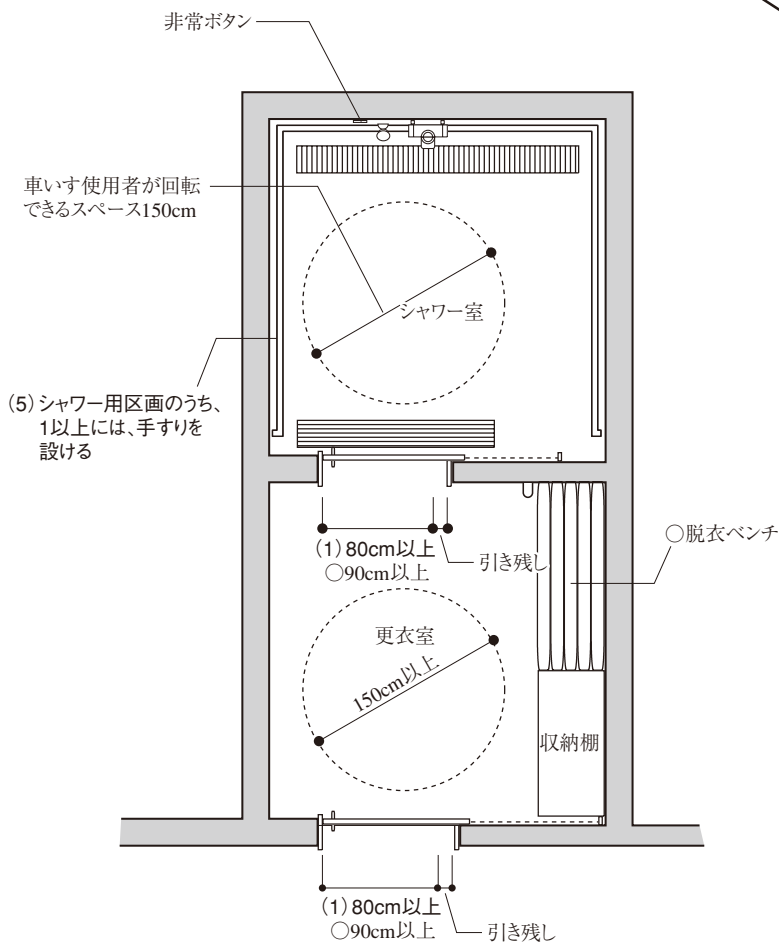
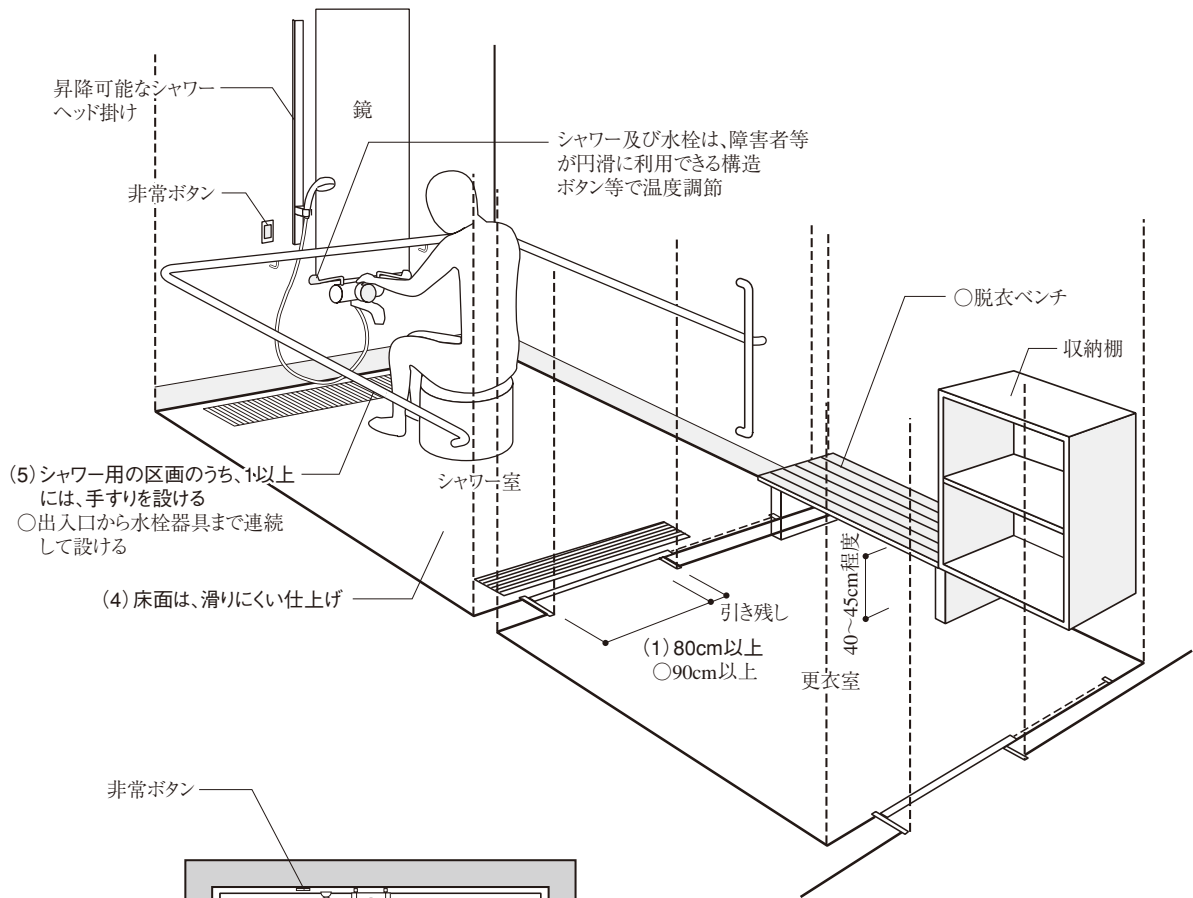
シャワー室及び更衣室

整備の基本的な考え方

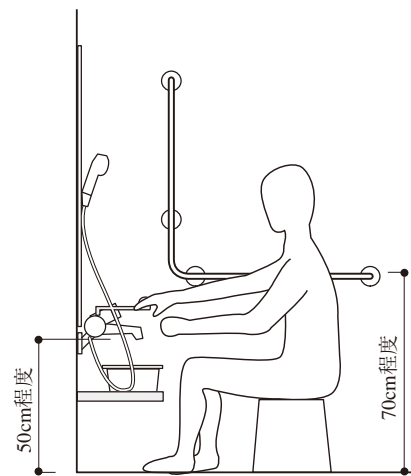
- シャワー室及び更衣室を設ける場合は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造のものを1以上整備する。
- シャワー室及び更衣室は転倒などによる事故が多い場所であるため、出入口の段の解消、手すりの設置、滑りにくい床材の使用、不用意な突起物を設けないことなどについて十分考慮する。

| 整備基準 | | 解説 | 望ましい水準 |
|--|---|--|--|
| 別表第1の2、3(病室を有する施設に限る。)及び11((7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供するシャワー室及び更衣室を設ける場合は、1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)のシャワー室及び更衣室は、次に定める構造とすること。 | | ●「別表第1の2、3(病室を有する施設に限る。)及び11((7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：社会福祉施設、病室を有する医療施設、体育館等 | ○公共的施設においてシャワー室及び更衣室を設置する場合にあつては、12の項に定める構造とすること。 ○必要に応じて、腰掛台、脱衣ベンチを設置すること。 |
| (1) 出入口の幅員 | 出入口の有効幅員は、80cm以上とすること。 | ●フランス落とし等の金具で固定された戸の部分は、有効幅員に含まない。また、建具を開放したときに、ドアの厚みや把手の飛び出し等を考慮し、実際に通過できる幅員を指す。 | ○有効幅員は、90cm以上とすること。 |
| (2) 段 | 出入口には、車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。 | | |
| (3) 戸の構造 | 戸は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。 | | |
| (4) 床面の仕上げ | 床面は、滑りにくい仕上げとすること。 | ●濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。 ●マットを設ける場合は、埋込み式とするなど足を取られたり、車いすの通行の支障とならないよう配慮すること。 | |
| (5) 手すりの設置 | シャワー用の区画のうち、1以上には、手すりを設けること。 | ●手すりは、一連の動作が円滑にできるよう連続して設けるなど配慮すること。 ●床仕上げ面から手すりの上端までの高さは、原則として、2段の場合は、上段75～85cm程度、下段60～65cm程度とし、一段の場合は、75～85cm程度とすること。 ●原則として、断面が円形(直径3～4cm程度)か楕円型とすること。 ●壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを4～5cm程度とすること。 ●手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。 | ○出入口から水洗器具まで連続して設けること。 |
| (6) シャワー用区画 | シャワー用の区画のうち、1以上には、壁付ベンチ等を設けるよう努めること。 | | |

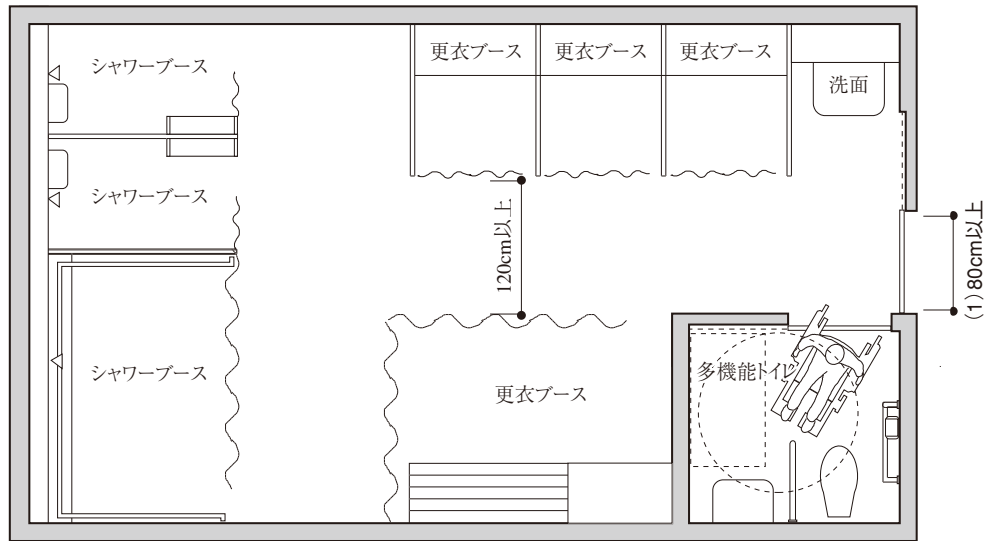
□シャワー室の整備例



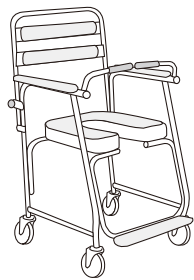
●水栓及び手すりの高さの例



●シャワー室等の配置例



●高齢者・障害者等に使いやすい器具の例



可動式シャワーベンチ



シャワーチェア